

平成21年第3回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成21年9月8日（火曜日）午前9時05分開議

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

11番 小竹 徳市君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	久保谷六衛君	総 務 課 長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	瀬崎 始君
町 民 課 長	浜名 進君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	飯島 正男君	産業振興課長	青木 良夫君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農業委員会 事務局長	水垣 進君	教育次長兼 学校教育課長	斉藤 実君
公民館長兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所 長	生井 勝巳君
総務課参事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（小島由久君） 引き続きご参集くださいます、まことにありがとうございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成21年9月8日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（小島由久君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（小島由久君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、8番、矢中召二君の質問を許します。

8番、矢中召二君。

（8番 矢中召二君登壇）

8番（矢中召二君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります福祉タクシー利用料金助成についてを質問させていただきます。

八千代町福祉バスが廃止されたのは、平成18年3月いっばいで廃止され、4月から福

祉タクシー利用料金助成事業がスタートしたわけですが、その対象者は八千代町に住所のある方で、自動車税・軽自動車税が減免されていない1から5に該当する方でありま
す。その1として、身体障害者手帳を持っている方で1級、2級、3級の方、2として、
療育手帳を持っている方で㊤及びAの方、3として、精神障害者福祉手帳を持っている
方で、1級・2級の方、4として、65歳以上の方で単身世帯で所得税が非課税の方、5
として、町長が必要と認めた方、この5項目になるわけですが、こういった福祉タクシ
ー利用制度がわからない人がたくさんいると思うのですが、町としてはどのような対策
をとっているのかお聞きいたします。

また、福祉タクシー利用料金助成の回数券が八千代町役場の福祉保健課の窓口で手続
をすれば、1年間で48枚、1回につき710円が助成してもらえるわけですが、昨年1年
間でどのくらいの方々に利用していただけたのか。また、今現在1カ月に何名ぐらいの
方たちに利用していただいているのか重ねてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 8番、矢中召二議員の一般質問にお答え申し上げます。

この福祉タクシー料金の助成事業でございますが、これは在宅の障害者が医療機関等
への通院あるいは各種福祉行事等への参加のための、そのための足を確保するためのタ
クシー料金の一部初乗り運賃の助成というようなことを趣旨に事業をスタートさせてい
るものでございます。

議員がご指摘のとおり、現在初乗り運賃710円ということで、年間1人当たり48枚の
利用券を交付しているというのがこの事業でございますが、対象者につきましては、先
ほど議員がご指摘されたとおり、5つの要件があるわけですが、その利用の方法でござ
いますけれども、利用は、町外、町内のタクシー会社だけではなくて、町外のタクシー
会社でも利用は可能なのですけれども、その場合は事前にこの当町の福祉タクシー利用
券が利用できるかどうかというのは確認をお願いしたい。その上で利用していただきた
いということです。料金支払いの際には、八千代町福祉タクシー利用券を提示して、タ
クシー料金の全額からこの初乗り運賃相当額を差し引いた料金をお支払いいただくとい
う形になるかと思えます。

利用状況でございますが、平成20年度1年間で27人の方にこのタクシー利用券を交付

してございます。利用状況と申しますと、月平均にしますと、27件、1人当たり12枚程度の利用状況ということになります。今年は7月末までで28人の方にこの利用券を交付しております。さらに議員さんがおっしゃるように、町民への周知というのを徹底をして、対象者がこういった事業を利用できるようにということで、年に1度「お知らせ版」では周知をしておりますが、さらに周知のほうも徹底してまいりたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

8番、矢中召二君。

（8番 矢中召二君登壇）

8番（矢中召二君） 福祉保健課長さんの細かい説明をいただきまして、本当にありがとうございます。これからもお年寄りの方や障害者の方に一人でも多くの方に利用していただけるよう、町としてもなお一層の努力をしていただきますようお願いを申しまして、私の質問を終わります。

議長（小島由久君） 以上で8番、矢中召二君の質問を終わります。

次に、3番、中山勝三君の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、通告1としまして、乳幼児の医療費の助成による無料化の対象年齢を小学校卒業までに引き上げることについてであります。現在、当町におきましては、医療福祉支給において町内に住所を有する国民健康保険の被保険者や、その他該当する者で小学校未就学の乳幼児等に医療費の助成を行い、無料化が図られております。これによりまして、子育て家庭の負担の軽減、小児疾病の早期発見・早期治療、そして健康の保持、子供の健やかな成長に寄与し、子育てのしやすい環境づくりとなっております。そのための予算化が図られておりますけれども、平成19年度の予算におきましては、1,256万1,000円が計上され、その決算では1,094万8,000円の、執行率が87.2%でございました。平成20年度の予算には、同じく1,256万1,000円が計上されまして、決算では985万1,000円、執行率にして78.4%となっております。また、本年度の予算におきましても、同じく1,256万1,000円が計上されているところであります。一方、茨城県では乳幼児の

医療費助成制度によりまして、未就学児に健康保険の一部負担金を払わずに医療が受けられるように取り組んでいる現状となっております。

さて、急速な少子化が進む日本における合計特殊出生率が2000年には1.27まで落ち込んでいたのが、2008年には1.36とやや上向きになったのは朗報でございます。さまざまな政府の子育て支援というのも功を奏しているかとも思いますけれども、しかし、まだまだこれでは将来人口の減少には歯どめがかからない。成長期の子供たちが病気をした際に経済的に心配をしないで医療を受けられるこの環境は、子育て世帯にありまして大変にありがたいものであります。

先日、5選を果たしました茨城県の橋本昌知事は、県政運営の抱負の中で公約として掲げた乳幼児医療費助成は、対象を小学3年生まで引き上げたいと明言をし、来年度予算が可決されれば、来年度内の実施の見通しとのことであります。そのような状況の中、子育ての応援のために八千代町において医療費の助成を小学生卒業までに引き上げることにつきまして、前の質問におきましては、担当課からも答弁いただいておりますので、担当課のほうは結構ですので、町長のご見解をお尋ねしたいと思います。

続きまして、通告2に移らせていただきます。循環型社会へごみゼロを目指す、町活性化へバイオマスを利用し、農商工連携の構築に行政が主導的役割を果たすについてであります。私は1年前、一般質問において、また昨年9月、12月の議会におきましての2回ですが、このテーマを取り上げさせていただきました。その際、町長には前向きの答弁をいただきましたが、中でも協議会を立ち上げていくよう検討するというものであります。まず、どのように取り組んでいるか、それをお聞かせをいただきたいと思っております。

この私の質問は、ごみや廃棄物が資源として活用することができる。そして、地域経済活性化にもつながるといってもうまい話であります。しかしながら、事はそう簡単にはまいりません。これはバイオマス日本総合戦略という名前が示すように、国と地域が一体となって取り組むという、まさに国の戦略であるということ十分に認識する必要があります。そしてまた、その機運は熟してきていると感じるわけでございます。

そこで、今回は総括的に質問をいたしたいと思っております。何といたしても、我が国は資源が少ない。そして、エネルギーの自給率は、原子力を除くとわずか4%しかない。そして、石油、石炭、天然ガスなどの8割を輸入に頼っているということでもあります。また、食料の自給率においては、カロリーベースで40%前後しかないことは皆さんご存

じのとおりであります。でありながら、私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄といった使い捨ての社会システムになれてしまっていました。例えば、生ごみは家庭から年間400万トンもの食べ残しが出ている。これは我が国の米の年間収穫量の半分前後に匹敵するわけでございます。今こそ資源循環型社会へ転換することは、環境対策、地球温暖化対策、地域経済活性化対策として有効であると期待されるわけであります。

当町におきましては、条例によりまして、エコショップ制度あるいは一般廃棄物の処理に関する条例とか、あるいは生ごみ自家処理機器購入への補助、また産業廃棄物不法投棄の監視員、空き缶回収条例などに沿いまして、リサイクルに取り組んできているところではあります。ここで質問をするのは、バイオマスの活用ということであり。このバイオマスとは、動植物に由来する有機物である資源をいい、これらを製品の原材料として利用すること、またはエネルギー源として利用することであり。

去る今年6月に制定されたバイオマス活用推進基本法によりまして、バイオマスの利用によって、地球温暖化の防止に資することを旨として、また廃棄物や副産物等を利用促進し、廃棄物の発生が抑制され、限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進することを旨として行われなければならないというふうになっております。

そこで、バイオマス資源の発生源としては、農林水産業からは家畜排せつ物や農作物の非食用部、間伐などで取り除かれた枝葉、製材時の破材、食品業者から野菜くずなどの食品廃棄物や廃食用油、一般家庭から排出される生ごみ、そして下水、汚泥なども製品や資源となります。日本には廃棄物や未利用のバイオマスの賦存量として、年間発生量が2億4,230万トンとあるそうですが、八千代町におきましては、年間ではこの農作物残渣、家畜排せつ物由来、家庭生ごみ、食品生ごみ、食品廃棄物、ナシの剪定枝、公園の剪定枝、河川敷の刈り草等を合わせまして、バイオマス賦存の量が5万1,491トン、その中で利用可能なバイオマス資源量は約1万9,400トンと推計をされております。

また、当町にはやむを得ずに、耕作放棄地となっているのが農業委員さんが中心となって調査された結果におきましては、全町内で約60ヘクタール近くあります。これらを活用することへの対策というのも講じていくべきではないかと感じるわけです。

さて、昨年は商工会の地域活性化推進委員会主催によるシンポジウムも開催をされまして、町長も出席をされた際には、この一例としまして、バイオマスによる堆肥化の講演というものが茨城大学の小林教授からなされました。当町における主要農産物への基準施肥量の年間需要量は4万5,390トン、バイオマスによる供給可能量は、年間で1万

1,896トンということで、基準施肥量には3万3,494トンが不足するわけでございますけれども、大事なのは、このような話をどう戦略的にとらえるのか、担当課を初め執行部の取り組みというところが大変重要かと考えるところであります。

話は変わりますが、経済産業省による農商工連携、地域資源活用等による新事業の促進として具体的な取り組みへの支援がなされており、これを活用できるようにすべきではないのか。現在この支援策を活用するというので、原則5年以内ということで、平成25年の7月までには農商工連携で全国で500件、地域資源で1,000件の新事業創出を目指すとうたっております。同法のもとで計画認定を受けた事業は、これまで全国で250を突破したとのことであります。

そして、地域資源を有効活用するバイオスタウン構想の加速化を政府は図っておりますが、バイオスタウン構想に取り組む地域を2010年には300地区程度まで拡大することなどが目標に掲げられておりますが、既に本年3月で197の市町村がバイオスタウン構想を公表をしております。このバイオスタウンというのは、地域に偏在しているバイオマス資源を効果的に活用するため、市町村のほか、農林水産業、食品産業なども含めた地域全体で総合的な活用計画を策定し取り組む地域を指して、そしてこのバイオスタウンに取り組むためには、地域内の廃棄物系バイオマスの90%以上あるいは未利用バイオマス40%以上の活用を進めるとともに、関係法令の遵守や安全の確保が図れるなどの基準をクリアしたバイオスタウン構想を自治体や業者も含めた地域全体で策定し、内閣府や総務省、農林水産省など1府6省で構成する「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」に提出し、関係各省の検討調整が行われて、当該地域がバイオスタウンに取り組むことが正式に公表されると、施設整備を進めるための地域バイオマス利活用交付金などの手厚い支援が受けられる仕組みとなっております。バイオスタウンの実施主体は市町村とする。ただし、NPO法人、事業協同組合、大学、農協、森林組合、生協、土地改良区、市町村が認める団体等が加わることも可能となっております。

さきにも一部引用いたしましたが、本年6月に国会においてバイオマス活用推進基本法が成立した中で、第15条においては、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、バイオマスの活用の推進に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。また、同じく第17条には、「国民は基本理念にのっとり、その日常生活に関し製品の購入に当たって、バイオマスを利用した製品を選択すること等により、バイ

オマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする」となっております。さらに、バイオマス活用推進基本計画等第21条の2項におきまして、「市町村はバイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」というふうになっております。これらを踏まえまして、当町におけるバイオマスタウンとしての実施に向け、どのような見解をお持ちでしょうか。手おくれにならないうちの取り組みについてをお伺いをいたします。

以上、通告の2項目について執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 3番、中山議員さんの一般質問にお答えいたします。

循環型社会へごみゼロを目指す、町の活性化へバイオマスを利用し、農商工連携の構築に行政が主導的役割を果たすとの質問でございますが、農商工連携の促進と町の活性化及びバイオマス資源の利活用につきましては、先ほど議員さん申されましたように、昨年、平成20年の第3回定例会及び第4回定例会におきましての一般質問にお答えしてございますが、ご承知のとおり、これまでの社会構造につきましては、化石資源、鉱物資源など有限な資源を大量に消費してまいりました。そして、残留物であります生ごみ、食品加工残渣、農林畜産残渣、各種汚泥など多くの部分が廃棄物となりまして、地球環境への負荷を増大させております。

その結果、地球の温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化、熱帯雨林破壊など、さまざまな形でグローバル的に地球環境破壊が急速に進んでおる状況でございます。

このような環境の悪化を阻止し、かけがえのない地球の清らかな大気と水、豊かな大地を保全し、持続可能な循環型社会の実現のためには、さまざまな活動が不可欠となっております。

国におきましては、平成18年3月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を決定し、構想の取り組みの加速化を提示してございます。さらに、国では平成22年度までに全国で300市町村の構想策定を目標としてございます。

平成21年、今年7月末現在でございますけれども、217地区218市町村が策定公表されております。茨城県内では牛久市が平成20年3月、常陸大宮市が平成21年の3月に公表

されております。

バイオマスにつきましては、廃棄物系バイオマス、例えば先ほどお話ありましたように、家畜排せつ物、下水汚泥、食品廃棄物や農産物非食用部など、さまざまな形で存在しております。未利用の部分が多いと認識はしてございます。今後循環型社会の構築は、町としましても重要な施策であると位置づけております。

一方、近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、我が国が地方を中心に元気を取り戻し、活力ある経済社会を築いていくためには、地域経済の中核をなします中小企業や農林漁業者の活性化を図ることが重要になっているかと思っております。

このためには、中小企業者や農林漁業者が産業の壁を越えて連携し、お互いが有するノウハウあるいは技術等を活用することによりまして、地域のブランド開発あるいは販路拡大等を促進することがまた重要であるかと思っております。

この点を踏まえ、国では平成20年7月に「農商工等連携促進法」を施行し、農林漁業と商業・工業等の産業間の連携を強化し、地域経済の活性化を進めております。循環型社会の構築過程においては、まさにバイオマス資源を利用した「新たな産業」の育成に期待が寄せられているところでございます。

八千代町商工会におきましては、「地域活性化推進委員会」を立ち上げ、この委員会には町行政側からも産業振興課のほうで職員が1名委員として参画させていただいております。その地域活性化について積極的に検討を重ね、先般、町に対しましても支援要請を受けた経緯がございます。

町としましては、先ほど申し上げましたバイオマスタウン構想につきましては、町が策定し、国の「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」の承認を受ける手続になりますので、地域活性化推進委員会の情報を得ながら推進していく考えでございます。

さらにまた、バイオマスはさまざまな分野に関係しており、国の所管も先ほどお話しありましたけれども、内閣府、総務省、文部科学省、農水省、経済産業省、国土交通省、環境省の1府6省にわたって連携して進めております。町としましても、関係各課と連携し検討しながら、バイオマスタウン構想策定に努めるとともに、バイオマスを利用した地域活性化に取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員からの質問についてはただいま課長が答弁したとおりであります。循環型社会へごみゼロを目指す、町の活性化へバイオマスを利用し、農工商連携の構築に行政が主導的役割を果たすという質問でございますが、課長が答弁したとおりであります。

私は、八千代町は農業を基幹産業と位置づけており、バイオマスを利用した循環型社会の構築、さらに地域活性化を進める上では、基本的に農業や農産物を主眼に置くことがよりよいのではないかと考えております。

例えば生ごみ等の食品廃棄物を利用した肥料や飼料化、農産物を利用した地域ブランド商品づくりといった八千代町の特徴を生かした取り組みが必要かと思えます。

町行政としては、「人や環境にやさしく、個性豊かな活力あるまちづくりを、みんなで進める」というまちづくりの基本理念に掲げており、さらにまた行財政集中改革プランに沿った行財政改革を推進しております。

活力あるまちづくりを推進していくには、官でやるものと民でやるものを的確に見きわめることが重要かと思えます。

今回のバイオマス関係につきましては、構想等のソフトの面は行政が担当し、ハード面においては民間活力を利用して、効率的に地域活性化に取り組んでいきたいと考えております。

何回か商工会の活性化推進委員会等でも協議を重ね、またシンポジウムにも参加しております。今年になりまして、先般活性化委員会との打ち合わせ会議等も実施されまして、町では具体的にということで、給食センターのほうへ早急に堆肥化する機械を1台借りてきて、実験的視野でございますが、実験する予定にもなっております。

構想の立ち上げは、茨城県では牛久、常陸大宮等ではありますが、八千代町も町で立ち上げまして、いろいろ構想等につきましては、現在商工会の活性化推進委員会で検討中でございますので、近く商工会とも打ち合わせた中で、県、国に町としても立ち上げていきたいと考えております。なかなか企業的に難しい問題もあるかと思うのですが、先ほど申したとおりハード面においては商工会で主導的な立場をとっていただきまして、まずはいろいろソフト面で後押しするというふうな考えであります。

今まで何回か中山議員さんに質問されておりますが、町でもバイオマスにつきましては、いろいろ取り組むところでございます。何回か議会等でも例を挙げまして答弁したとおりでございますので、今後は商工会の企業的、金のもうかるバイオマスということ

で、商工会の立ち上げを待っているような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、乳幼児医療費の助成による無料化を就学前から小学校卒業まで引き上げをということでありますが、現在の乳幼児無料化につきましては、ゼロ歳児から小学校就学前までの幼児に対して実施しております、医療費の自己負担分の2分の1を県の補助事業として、残りの2分の1を町負担としております。さらに、町単独事業として1回目と2回目の受診に係る外来自己負担分の1,200円まで補助しております。

平成20年度の実績といたしましては、乳幼児の延べ受診者数は8,907人で、費用額は補助事業分が1,383万2,726円、町単独事業分が985万1,686円で、町負担分を合計いたしますと2,368万4,412円となっております。

小学校卒業まで引き上げをということですが、財政状況をかんがみますと、町単独の助成はかなり厳しい状況ではないかと考えております。

先般の橋本知事のマニフェストによれば、「乳幼児医療費助成制度は小学生まで拡大し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します」ということでありまして、町の財政状況も厳しい状況ではありますが、県の補助事業ということであれば、近隣市町の状況を見きわめながら実施していきたいと考えております。

大子町では、先般小学生までということですが、国もいろいろ民主党が政権とりまして、子育ての子ども手当等も5兆3,000億円、1人当たり2万5,000円ぐらい月助成する制度もありまして、いろいろ国の制度も変わってくると思うのですが、町もそういうところをかんがみて、今後検討していきたいと思っております。

少子化対策ということで、ずっと前はヨーロッパであれば早くやったようでございますが、最近になりまして、少子化対策ということで、いろいろ助成制度を引き上げているところでございますが、日本においては若干遅かった傾向かと私は考えております。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま執行部からはそれぞれの項目に対しまして、具体的な答弁をいただきました。

最初に、通告1につきますその乳幼児医療費助成の引き上げにつきましては、確かに

その財政等もありますし、また今後ともこの引き上げへの検討を十分にさせていただきま
すようにまずお願いをしたいと思います。

続きまして、その通告2項目めなのでございますけれども、最初に私質問で、どのよ
うにその協議会を立ち上げ、取り組んでいるかということについてもお尋ねをしたもの
ですから、それにつきましてももう少し若干具体的に担当課長のほうからできればお答
えをお願いしたいわけですが、私の今までのもう少し具体的な取り組みといたしまし
て、いわゆる関係課、この辺がどのぐらいの課が入って、どのぐらいの会議を開い
て取り組んでいるのか、また先ほども答弁の中に、県内でも既に2市が立ち上げている
と、また全国では200以上の地域が立ち上げているという答弁でございました。この関
東近県でも栃木県では既に4地域、千葉県でも9地域というふうに立ち上げております
ので、この辺の先進地のいわば視察といいますか、そういうものがあつたのであればお
聞かせいただきたいと思ひます。

とりあえずちょっと再質問としてまずそれをお願いをいたします。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 中山議員さんの再質問でございますけれども、具体的な
取り組みというお話でございますが、先ほど町長のほうから答弁はございましたけれど
も、やはり行政としまして、いわゆる各関係課が同じような認識を情報を把握しなけ
ればいけないということで、先月商工会の地域活性化推進委員会のほうから要請がござ
いまして、先月8月の上旬なのですけれども、商工会で委託しておりますコンサルタン
ト会社、あるいは宇都宮大学の先生等をお招きしまして、関係課の意識、情報の統一化
等で説明会をさせていただきました。町の中には、具体的には秘書課、企画財政課、総
務課、生活環境課、学校教育課、給食センター、そのほか私たち事務局の産業振興課の
7課が一応出席いたしまして、説明会を受けてございます。先ほどありました具体的な
先進地視察等は現在のところ未定でございます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま担当課長よりも答弁いただきましたが、関係課というこ

と、あるいは会議を開いての出席者ということをもめての会議があったということでございます。具体的には、やはりそのほかにもこの地域の農協とか、あるいは土地改良区、改良普及センター、農業委員会あるいは事業協同組合等々まだどんどん連携をとりまして推進をしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

このバイオマス活用推進基本法が制定を国でされたわけですけれども、明確に地方公共団体が取り組むその責務というものを定めております。先日も新政権におきましてのできるかどうかは別といたしまして、温室効果ガス排出削減の2020年までの中期目標というものが1990年比で25%の削減と、それを目指すというふうにごぶち上げているという状況でございます。いずれにしても、この温暖化対策あるいは循環型社会、それをもとにしたまた新産業の創出というものは加速をしてくるのではないかとというふうにご考えます。先ほど来答弁もいただきましたけれども、今後の具体的な取り組み、予定というものがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。担当課長、また町長よりお願いできればと思ひます。

以上です。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 青木良夫君登壇）

産業振興課長（青木良夫君） 中山議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほど中山議員さんご指摘いただきましたけれども、関係機関、もっと幅広く組み入れた中で協議会等を検討したらどうかということでございますが、先ほど私申し上げました関係各課というのは、その前段になりますので、構想策定に向けた町内の検討会というのを組織いたしまして、その次の段階としましては、やはり議員さん申されましたように、地域の関係機関、農協さんとか、土地改良区、農業委員会、商工会等を交えたそのバイオマスタウン利活用推進協議会といった仕組みづくりが必要かと思ひます。その仕組みづくりにつきましては、やはり国・県等の関係機関の指導を得ながら前向きに検討させていただきたいと思ひます。

それから、今後の取り組みということでございますが、とりあえずはその先ほどお話しありましたように、バイオマスタウン構想のたたき台というものを地域活性化のほうでご用意していただくという話になっておりますので、それに基づきながら策定に向けて進めていきたいと思ひております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま課長が答弁したとおりであります。いろいろ計画書の構想につきましては、推進委員会で計画し、さらに構想ができた場合には、町を踏まえた中で、各関係団体と協議して県のほうへ、また国のほうへ立ち上げという形で町がバイオマスタウンということで手を挙げていきたいと考えてございます。今年中に早くやらないと遅くなりますので、できれば21年度中に立ち上げていきたいと考えております。事業主体につきましては、いろいろ町が主体的に取り組むことは非常に町財政等もこのように厳しい中でございますが、商工会その他の団体等に事業主体は依頼した中で、町はそういう基本的な考えであります。

以上であります。

議長（小島由久君） 以上で3番、中山勝三君の質問を終わります。

次に、1番、大久保弘子君の質問を許します。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

私は国保について大きく2つに分けて質問をしたいと思っております。

1つは、国保一部負担金減免の積極的活用についてであります。全日本民主医療機関連合会が今年3月に発表した2008年国保死亡事例調査では、国保加入世帯の中で経済的理由により受診がおくれ、死亡に至ったと考えられる事例が2008年の1年間だけで31件あったと報告しています。雇用状況の悪化で体調を崩し、同時に職を失い、無保険状態になり、病状悪化で死亡した事例も報告されております。また、短期保険証を持っていても、窓口の3割負担が重くのしかかり、受診を妨げ、亡くなられた方がそのうち13件、42%あるという実態が報告されております。

この事例調査から、高過ぎる保険料と重い窓口負担が死亡事件を引き起こしているという実態が浮き彫りになりました。2008年6月の厚労省の調査では、保険料の滞納世帯数は453万世帯、20.9%、5世帯に1世帯が保険料を払えないという状況にあります。当町におきましても、今年5月現在で860世帯、国保世帯の2割を超えております。厚労省が把握していない無保険者は100万世帯を超えると推測されております。

一方で、生活が困窮して医療機関の窓口で一部負担金の未払いが増加しており、昨秋以降の急激な経済不況による雇用破壊や所得の低下でさらに増加することが懸念されております。だれもが安心してかけられる医療保障の再生が急務です。

そこで、1つは、窓口一部負担金の減免制度、国保法第44条に基づくものですが、その活用状況は当町はどうか。また、町の基準はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

さらに、2つ目ですが、一部負担金減免が適用される状態の人たちが低所得者であり、生活保護水準以下の生活を余儀なくされている人も少なくないという事実も明らかになっています。窓口負担が心配で、医療機関にかかれない人や窓口で負担金を払えない人などを救済するため、医療機関と生活保護担当の連携をしっかりと取り組む必要があるのではないか、また生活保護を停廃止された人が国保料を払うようになったら、再び生活保護基準以下に陥る可能性もあるわけで、この生活保護と国保の連携もしっかり図っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

さらに、3つ目ですが、制度の周知と窓口相談の充実についてです。保険料や窓口負担を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合、必要に応じて一部負担金減免制度や生活保護制度などについて十分な情報提供ときめ細かな相談対応ができるようにする必要がありますし、制度の存在を住民に周知徹底することや役場窓口に申請書も置き、気軽に申請できる雰囲気をつくること、医療機関からも支払い困難な状態の患者には制度の活用を進めるよう徹底するなど積極的な対策が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

大きく2番目です。国保料の引き下げについて質問をいたします。初めにも申し上げましたが、国保料が高過ぎて払えない世帯が860世帯、5世帯に1世帯という状況にあります。2004年の税制改正で大幅に国保料が上がり、払えない世帯がふえ続けてきました。20年度の決算では、滞納額が1年間で約1,625万2,000円、過年度分も含めると2億9,375万9,497円になっております。

一方、実質収支額は4億1,092万1,000円となっており、黒字になっております。平成19年度に比べると、1億2,114万3,000円多くなっております。実質的にはそんなに余裕はないとの当局の話でしたが、保険料が払えないから適切な医療も受けられない、病気が悪化するから医療費も高くなるという悪循環が生じ、医療負担もまた増大するということになります。20年度の決算状況から見ますと、保険料の引き下げは可能かと思われる

ますが、いかがでしょうか。

以上で国保に関する一般質問を終わります。執行部の簡潔なご回答をお願いいたします。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 1 番、大久保弘子議員の一般質問にお答えいたします。

国保一部負担減免制度の活用状況でございますけれども、平成20年度につきましては、申請件数はゼロ件でございます。また、ここ過去数年におきましても、減免の申請はありませんでした。

平成20年度における茨城県内の減免の実施状況でございますけれども、つくば市におきまして、全額免除の申請が2件ほどありましたが、減額は実施されておりました。

また、実施基準につきましては、八千代町国民健康保険規則第34条に震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。2つ目としまして、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。3番目としまして、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4つ目としまして、前各号に掲げる事由に類する事由があったときと規定されております。

医療機関への制度の周知や住民への周知、窓口の対応についてということですが、医療機関におきましては、この制度についてある程度理解されていると思われま。住民への周知につきましては、震災、風水害等の自然災害の場合、これは激甚災害に指定されるような大きな災害でございますけれども、当然ながら制度の活用を図らなければなりません。そのほか住民からの相談を受けた場合の所得減による制度の利用につきましては、関係課と連携を図り対応していきたいと考えております。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1 番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

医療機関及び国保との連携についてということですが、現在のところ医療機関及び国保担当の町民課、こういったところとの連携はとれていると思っておりますが、今後

についてはよく現状を注視した上で、必要な連携についてはとっていく必要があるだろうというふうに考えております。

また、生活保護制度について、ここで少し触れさせていただきたいと思いますが、生活保護の申請が提出され、調査や指導を行う実施機関については、福祉事務所のある自治体が行うと規定されております。

八千代町には福祉事務所が設置されておられませんので、実施機関は茨城県が担当となっております。町の役割としては、保護申請に至る前の相談受け付け、助言指導を行うまでとなっております。

なお、生活保護は単なる所得が少ないというだけで適用されるものではなくて、資産、能力の活用、扶養義務者からの援助、ほかの法律、いわゆる年金制度や各種手当等、給付制度の利用、こういったいろいろな角度から入念な調査を行い、判断されるものであります。

したがって、申請から認定、却下の結果に至るまでには、ある程度の時間を要するというごもご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小島由久君） 税務課長。

（税務課長 瀬崎 始君登壇）

税務課長（瀬崎 始君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私への質問につきましては、国保税引き下げについてでございます。国民健康保険税は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ国民健康保険制度を維持していくための財源でございます。財源確保につきましては、極めて重要な課題でございます。

町の国保財政につきましては、平成16年度に税率を改正し、平成17年度11億653万円をピークに、税収が下がり、平成21年度の当初予算では、近年の景気低迷により9億1,067万円と約2億円近くの国保税収が下がる一方、1人当たりの医療費につきましては、依然として右肩上がりにふえ続けておりまして、厳しい状況下でございます。県内におきまして、平成21年度に財源不足を理由に5市町、日立市・つくばみらい市・茨城町・五霞町・境町で税率等の引き上げを行っております。

近隣では、境町と五霞町が実施しまして、どちらもこれまでは八千代町より低い税率でございましたけれども、改正によりまして八千代町以上のものとなっております。

八千代町におきましては、平成16年度に税率を改正以降、課税限度額以外の引き上げは行っておりませんが、今後も医療費が伸び続く場合には、税率を引き上げざるを得ない状況かと思っております。

平成20年度国民健康保険特別会計の決算では、4億1,092万1,000円の繰越金は生じましたが、今後これらは毎年確保される保証はございませんし、医療費の動向の判断は困難でございます。また、国・県の補助につきましても、交付金等につきましても、次年度になることもありますし、国保税が賦課され、町に入ってくるまでの時間的なおくれがあるため、ある程度の繰越金がないと、医療費の支払いができない状態でございます。

また、最近の新型インフルエンザ問題もありまして、町内で発生するなど緊急時の財源確保等を考慮すると、かなりの危機感を持っているような状態でありまして、担当課といたしましては、難しいと考えているところでございます。どうぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま大久保弘子議員の質問に対して、税務課長が答弁したとおりであります。

国民健康保険税は、被保険者全体の相互扶助で成り立つ国民健康保険制度を維持していくための財源であり、財源確保は極めて重要な課題であります。

町の国保財政につきましては、平成16年度に税率を改正し、平成17年度の11億円をピークに、近年の景気低迷により、約2億円近く税収が下がる一方、1人当たりの医療費は依然として右肩上がりにふえ続けており、厳しい状況下にあります。

近隣では、境町と五霞町が税率等の改正を実施し、八千代町以上のものとなっております。

平成20年度決算では、4億1,000万円の繰越金を生じましたが、毎年確保される保証はありません。

特に、最近の新型インフルエンザの問題もあり、町内で発生するなどの緊急時の財源確保等を考慮すると、国民健康保険税の引き下げは困難になるものと考えております。

ちなみに、平成19年度も2億7,000万円ぐらいの繰越金がありましたので、この繰越金引き下げの場合になると、国保税を引き上げなくてはならない状況でありますので、

ご理解いただきたいと思います。

そのほか、町民課長あるいは福祉保健課長答弁したとおりでございますが、厳しい中ではありますが、いろいろ今度の民主党の政権の関係等もあります。国政全般あるいは県政、また八千代町の町政等におかれましても、もう変わるかと思うのですが、基本的には町財政は町で持たなくてはならないということで、税収で持たなくてはならないわけでございますので、いろいろご理解をいただきたいと思います。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

1 番、大久保弘子君。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 担当課のご答弁をいただきましたけれども、先ほどの窓口一部負担金の減免制度について、活用状況が報告されましたけれども、全国ではさまざまなところで利用をされている件数がたくさん出ております。しかし、この制度がいかに知らされていないかということだと思います。制度の存在をしっかりと窓口でも取り組むべきですし、制度の存在を十分に徹底する、そして申請書もきちっと窓口に置く、そういうことが大事かと思われまます。その辺のところをご答弁をお願いしたいと思います。

また、今年の6月に厚生労働委員会では、補助を半分、2分の1を国が見るという方向に検討しておられます。セーフティーネットの一つとして活用したいと答弁しておりますので、当町としてもさらに取り組みを強めていただきたいと思います。

議長（小島由久君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 1 番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

窓口での周知ということでございます。厚生労働省から通知が7月に来ておりまして、その通知の中では国民健康保険法第44条第1項の規定によりまして、「保険者は特別の理由がある被保険者で、保健医療機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減免又は猶予の措置をとることができる」とされているので、運用基準や運営の方針について医療機関や関係各部署と情報を共有しまして、対象者に対し適切に制度が適用されるよう努めることというふうな通知が来ております。

そもそもこの減免措置ということにつきましては、災害等に見舞われて財産を喪失するとともに、その後も収入が全く見込まれず、生活に困窮しておりまして、医療費の一部負担すら支払う能力がない世帯についての制度でありまして、広く一般に周知しまし

て、減免を積極的に行う性質のものではないと思います。

生活困窮者の一部負担金が支払えない方に対して、医療機関、関係各機関がそれぞれ連携をとり合い、医療機関における未収金問題に対処するものであるというふうはこの制度に対しましては理解しております。したがって、これを一般住民に幅広く周知しまして、一般的な制度として運用していくということについては、保険料の負担を考えますと、いかがなものかと思えます。基本的には生活に困って医療費が払えないとか、保険料が払えないという場合には、当然窓口のほうに相談に見えます。それぞれその相談内容に応じまして、個別に対応しまして、例えば支払いの猶予とか、生活保護の相談に移行していくとか、そういった形で個別に対応していくというふうに考えておりますので、町のお知らせや広報ということで、一部負担がありますよということで全体的にお知らせして、では私は収入がないから減免してもらおうというふうなことで周知していくようなものではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

1 番（大久保弘子君） ありません。

議長（小島由久君） 以上で1番、大久保弘子君の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫君の質問を許します。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可がありましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

大きな1項目につきましては、この新庁舎に関するいわば雨漏りについてでございます。これらについて若干質問をさせていただいて、ご答弁をいただきたいと、こう思っております。

この新庁舎は、完成して職員、住民、また議会も含めて利用を始めて3年を超える建築物でございます。当時この新庁舎ができたときには、指名競争入札の中において19億4,250万円で鈴縫・高塚共同企業体がこの本庁舎の落札をしたわけでございます。そして、当然そこにはこの庁舎を立ち上げていく中には、当然設計の段階から、あるいはまた施工の段階からの中において、私は予想をし得ない部分にやや近い部分を建築物というものは多分にその技術の粋を集めて構築するのだろうと、そう思っております。風速

については60メートルなのか、あるいはまた80メートルなのかわかりませんが、それらに耐え得る構造物である。そしてまた、先般から本予算で出ておりますように、八千代における小学校が川西、安静、そして西豊田の3つの小学校が耐震構造等の中において、ある基準一定値よりもいわば下回っているというか、上回っている数字なものですから、危険度の中で3つの小学校が来年の夏改築するのだと、その基準等は生コン等の強度の中に用いた中で不適格というレッテルを張った中で、国・県のいわば耐震構造物における補助の中において、今回これらの施工がなされていると、こういうわけでございます。

そうした中で、今回私が質問させていただく中で、本庁舎において、先ほど言った風速あるいはまた耐震あるいはまた雨量等々含めた中で、相当の予想し得ない部分も含めた中の設計をし、なおかつ施工した中でこの庁舎がつくられたものだと、こういうふうに理解をしているわけでありませう。

しかしながら、現実には先ほど言った3つの小学校で、ある一定の時間の中で大きな雨漏りが川西小学校が起きたとか、あるいはまた西豊田小学校で雨漏りが起きたとか、そういう話は聞き得ないわけでございますけれども、今回この本庁舎においては、8月の7日の夕刻だというふうに聞いておりますけれども、時間等はよくわかりませんが、相当量の雨漏りが発生をして、1階のフロアが相当職員十数人でかき出して、あるいは場合によっては、ある一部の人に言わせると、業者まで来てかき出しをやったと、こういうことが起きたわけです。

一般質問、初日の議員全員協議会が終わるまで私はするつもりなかったのです。しかし、現実の中で執行部からこのことが報告がなかった。こういうことがありましたと、こういうふうな処置をしまして、そういう考え方がなされるものと私は思っていたわけですが、そういう報告がなかったものですから、きょうどういふふうなことで、状況が起きて、十数人も職員が駆り出されてかき出しをやらなくてはならなかったのか、あるいはまたその被害の状況はどのようなものであったのかと、そして加えて原因たるものは、どこから来たものであったのか、そして最後に先ほど冒頭で言った鈴縫・高塚共同企業体の対応はどのような対応であったのか、この点を多分にこの当日の、そのときの状況の報告書は多分に作成されておると思っておりますので、それに基づいてまず総務課長に報告を願えればありがたいです。

以上です。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 13番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

私への質問は、町役場新庁舎雨漏りについての状況と原因、事後の対策及び対応であります。初めに、雨漏りのあった町民ホールの屋根の構造と、当町の雨水再利用システムをご説明したいと思います。

町民ホールの屋根に降った雨水は、屋根中央部にある箱型のといに集水されまして、それが管路により地下にある雨水再利用貯留槽に貯水され、トイレの用水に再利用されているところでございます。貯留槽につきましては、一定の水量になりますと、オーバーフローされ、庁舎内外の雨水とともに、庁舎東側の都市計画道路の排水溝へ排水されるようになっていることをまずご理解していただきたいと思っております。

それでは、質問の雨漏りの状況と原因についてお答え申し上げます。雨漏りがあった日は、8月の7日の午後6時ごろに、町民ホールの屋根の中央部に設置してあります雨水の再利用をするため集水する、先ほど申し上げました箱型のといと屋根の接点部分により、雨漏りが発生しました。当時、私ちょっとおりませんでした、職員がたまたまあの1階ホールに町民課、福祉保健課、税務課の職員が20名ぐらいがいたということで、職員の方で対応していただきました。

その当時間帯の降雨でございしますが、当日は雷も伴い、当町周辺における気象庁の下妻・下館の各地域気象観測所において、10分間の降水量は、観測史上最大の降水量が観測されております。例えば下妻地域気象観測所では21.5ミリメートル、下館地域気象観測所では27.5ミリメートルの降水量であります。この降水量を1時間当たりに換算してみますと、下妻では129ミリメートル、下館では165ミリメートルの降水量であり、八千代町でも下妻・下館地域観測所に匹敵する記録的な、しかも予想外な突発性集中豪雨であったことが、中央部分にある箱型のといと屋根の接点部分からの雨漏りが起きた状況と原因と考えております。

事後の対策及び対応についてであります。雨漏り発生時に施工業者及び設計業者に連絡をとりまして、特に施工業者につきましては、すぐに自宅から現場に、役場に来ていただいて確認をしていただいております。そして、8月7日午後6時ごろのような、過去にない記録的な豪雨があった場合の雨水の貯留状況などを見ることも大事なことでありますので、現在は箱型のといに水中ポンプですか、を設置してあります。今後は近

年の異常豪雨の対策として、箱型のといに一定の水量以上に雨水が貯留しないように対策を考えて今いるところでございます。そういうことでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 再質問をさせていただきます。

今の概要を聞いて、議員さんもきょう初めて知った人も何人かいるのではないかと、こういうように思います。一般の傍聴者も多分初めて知ったという人もいるだろうと思います。総務課長からその概要を聞きました。先ほど下妻・下館地域のいわば降雨量も参考にされました。しかし、それは逆、裏返せば、そこまでの雨をもってしても一般家庭にはそういうふうな雨漏りをしたり、あるいはまた何かバケツをもって駆けて歩いたという話は余り聞いたことがない。あの中央公民館ですら、その話を体育館ですら聞いたことがない。昭和48年に建てた中央公民館が今雨漏りをしたという話も聞いたことない。ではなぜここだけ集中的に降ったのか。しかし、それは集中的に降り得る、先ほど何とか幾つかのことで申し上げましたけれども、想像を超えるようなことが起き得ても、それに対応できる近代的な建物を我々の一般血税で、1円の県、国の補助金もなくして19億4,250万円も出して建てたわけですよ。こんなでかいものは要らないと言いながら、しかし、これだけのものを建てて、ということはそれだけのものがこれから近代的な建築物としての部分を勝ち得るいろんなものが私は構築されている。

先ほど総務課長から言ったように、水の再利用、1回降り得た雨を箱型のところへ寄せて、また戻ってきて、そこから起きたのならいいけれども、違う。1回目からの雨漏りも、排水のための雨どいの接合部分からだ。こんなばかな話、私はでは設計の段階のミスなのか、施工ミスなのか、その辺のところも私ははっきりすべきであるし、今回のこの事故というか、私は自然災害と言うよりも、人災に近い部分であったらうと、私はこう思っています。

それをやはり今、議員さん方もそういうことあったのか、初めて聞いたというのも口々に何人かの方が言われた。少なくともこれだけの大型新築物件の一番初歩的な、雨が降る。雨漏りをする欠陥建築物に対しての報告を議会にもあってしかるべきだ、私はこ

う思っています。

では、少なくとも8月7日の6時から7時にかけて、私らの田舎言葉で言えば、かいこしをやって一生懸命しのいだ。じゅうたんが市松模様から変わっているところがあるから、あれも張りかえたのかなと私は疑問を持っているけれども、そのようなところはどうか私はわからない。では、業者はこの件に関してどのような対応をして、町においてはこのいわば共同企業体に対しては、どのような一つのペナルティーというか、あるいは何らかの処置をするつもりがあるのか。でも、ひとつ今すぐわからないでありましょうけれども、総務課長にこの建物の保証期間のその対応というものはどのような請負契約の中でこれは渡されているのか。15年の保証期間なのか、30年保証期間なのかわかりませんが、その辺のところも1回わかれば、今のわかり得る範囲でお聞かせを願いたいと、その点お願いしたいと思います。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 13番、大久保議員の再質問にお答えいたします。

保証期間の件でございますが、これにつきましては、建物ができ上がりました、受け取りまして、既に3年半近くをたっております。去年、2年半、2年2カ月ぐらいですか、瑕疵担保期間がありまして、今までそういうことで無償で点検等をまだ何かあった場合はやっていただいております。現在はそういう期間でないということだけご報告申し上げます。

あとは、先ほどの私の答弁の中で、ちょっと細かい点説明していない部分がありますので、参考のためにちょっとご報告しておきたいと思います。基本設計の段階では、当町のこれは気象庁の観測データですか、1982年から2002年を参考にして当町あたりを見ますと、1日、1時間ですか、1時間では大体49ミリですか、真っ平らなところで1時間降っている雨の量が4センチ9ミリ、そういう49ミリメートルというような数字が出ております。私のほうでも先ほど議員さんからちょっと変ではないかというような話もありましたので、過去の下妻の観測データを見てみました。その中で、今まで近年にゲリラ豪雨というようなことでテレビなどでも放送されているわけですが、10分単位というのは2008年あたりからこの異常気象で起きるというようなことで、観測所のほうでも集計しているということでございます。1時間あたりは下妻あたりだと、1976年、30年前からとってある記録があります。その中で見ても、下妻では過去に最大

で10分当たりで降った降水量というのは16ミリでございます。先ほど私申し上げましたように、下妻で8月7日に21.5ミリで、下館では27.5ミリということを考えても、かなりの5ミリから10ミリぐらい、10分で。そうすると1時間で換算すると6倍でありますので、60とか70、80の降水量があったというようなことでございます。

雨漏りがあった原因は、議員さんもお話の中でありましたように、箱型のといに集めて、それを貯留槽へ持って行って再利用するのだということまでご理解していただいたわけですが、あと私たちの担当者の見解としては、あと一つ外部に今起こるであろう異常気象に対応するためには、1つの排水の落とし口ですか、それをとれば、例えば10分間で30ミリとか、そういうのにも対応できるのではないかというのが今の検討中の話でございます。

よろしく申し上げます。

議長（小島由久君） 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 議長の許可がありましたので、再々質問に移らせていただきます。これが最後でございますので、お答えをいただく部分と要望する部分に分かれようかと思えます。

今、総務課長のほうから私の質問からして、最終的に絞られてきました。総務課長言われるまさに下館・下妻における予想もし得ない降雨量があったと、それは現実に認めるといたしましょう。では下妻・下館管内あるいはまたこの地域管内の中に、このような庁舎が雨漏ったという報告事例が今まであるのかなのか。聞いたことがない。何十年前にも建てたものが何百棟とあっても、下妻の庁舎が、千代川の分庁舎が漏ったという話聞かない。だから、何を私が言いたいのかというと、では我々は築3年超えた中で19億4,250万円もの町民の5年も10年も立てて定期預金で積み上げてきた金を一気に二十数億吐き出した。だけれども、予想もし得ない雨が降ったら、この庁舎は雨漏りをするのだという財産を我々はこれからも抱えていかななくてはならないかということなのです。

先ほど言った雨水の再利用の問題の話、それはいいでしょうよ。役場へ入ってくると私が何度も言うように、1階から4階まで植木が二十数本植えられている。地下から水が自動的に散水機で送られて、管理されて生かされている。そして、今度はあまつさえ

屋上にこのような再利用というものをだれかが持ち込んで、設計の段階でも組み込んで施工をした。それが基本的には予想もし得ない雨が降ってきたときには、そういうことが起こり得るのだと。ではこのまま我々はこの財産を予想もし得ないことがあと5年後、10年後にあったときには、またこのようなことが起きてもいいのだという理屈の中にするのかということになるわけです。

私ははっきり申し上げたいことは、今、生井総務課長も言われたように、このいわば排水溝の問題にしても、やはり今後起こり得る、地震でもそうです。川西も西豊田も安静もこれから3つで8億幾らもかけて耐震構造におけるいわば大規模改造は行う。しかし、それは何だといったら、耐震構造で出てきた中で起こり得る、想像でき得るマグニチュード7か8かわかりませんが、それに耐えられない建築物なのだ。この辺は来ないだろうと思うけれども、来たときのことを言ったときには、だれも責任を負えないから、その中で今回議会も認めて、今年に議決して来年の夏休みにやるというまで認めるわけですよ。だから、想像され得る、あるいはまた想像し得る中においても、想像を超えるものがあったとしても、耐えるような部分をやはり今回の中でちゃんとすべきだと。

私ははっきり申し上げて、設計が、あるいはまた施工ミスを含めて、上場会社がいわば共同企業体に入っているわけですから、2年半を超えたら保証期間ではないよと、そんな寝ぼけた話はない。町が堂々と予想し得る、町が考え得る範囲内を提示して直させるべきだ。それでなかったら八千代町から指名停止すればいいですよ、何年間でも。そんなばかな話はないでしょうよ。20億円近くもかけて、予想もしない雨が降ったらこうなった。ではこの近隣でだれが降ったのですか、どこに降ったのですか。あの中央公民館が雨漏りしたのですか。私はその点をはっきり善後策ということが、もしこれをやれば、もしまた同じことが来たら逃げられるかもしれないということがあるのだったら、私は設計あるいはまた業者に無料でやらせるべきだ。その件と。

最後に、町長にも先ほど業者に対するペナルティーというか、そういうものは何か考えているのかと、補償というものはどういふものか考えているのかということをお聞きしたわけですが、抜けておりますので、その点をお聞きをしないと。それをお答えいただいて、これに対する再々質問は終わりにしたいと思います。

通告ないのですが、議長に許可をもらって、要望を1つお願いしたいのですが、先ほどから新型インフルエンザの話が出ているのですが、学校関係所管の事務方をお願いしたいのですが、中結城小学校でも今、新型インフルエンザが入ってきました。私も孫が

2年2組できょうから1週間出場停止というか、登校禁止ということで自宅待機を余儀なくされています。ですから、これらもできればこの毎日毎日ではなくていいですから、その学校ごとに保護者には必ず何組と何組が今、登校禁止状態にありますということを知ってほしい。1週間ごとにできれば議会にも、議員にも7つの小中学校のいわば状況を今、どういう八千代一中が、あるいはまた川西小学校がどういう状況にあるかということを知らせておいていただかないと、我々が聞かれてもわからない。それは1週間ごとで結構ですから、要望ですから、それをお願いしたい。

以上です。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 13番、大久保議員の再々質問にお答えしたいと思います。

私は一応総務課長というような立場でおりますので、どんなときでも八千代町の財産である庁舎を良好な状態で利用できますよう今後とも努めていきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

以上です。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保議員さんの質問に答弁していきたいと考えております。

答弁等につきましては、総務課長申したとおり、想定外の雨量ということでございまして、設計ミスとか、いろいろあると思うのですが、3年半が経過したら、保証期間がないのかということでございしますが、やはり設計あるいは施工業者につきましては、これは将来にわたって責任はあるのですが、いろいろ善処していきたいと考えております。

公民館は雨漏らなかったとかいうことでございしますが、私も町長に就任してから10年以上たちますが、何回か雨漏りして直しております。ちなみに農協も高塚建設企業体で私が専務をやっていたときにあそこやった経過がございしますが、雨漏りいたしまして、わきから入ってきたということで、タイルからの鉄筋を下って中へ漏ったような経過がございまして、いろいろ近代設備の庁舎においても、いろいろ設計のミスがあるいは想定外のミスがある。善処はさせます。将来にわたって設計した以上は、施工した以上は直すよう求めていきたいと考えております。

そのほか、ペナルティー等につきましては、当分は考えておりません。

以上でございます。

議長（小島由久君） 以上で13番、大久保敏夫君の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（小島由久君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次会はあす午後3時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前10時55分）